

住居確保給付金（転居費用の補助）

収入が大きく減少して住居を失った方や失うおそれのある方に対して、家計の改善ができるように、転居に要する費用を支給します。

住居確保給付金

支給額 転居に要する費用（転居先の地域によって上限額が異なるほか、敷金や前家賃等、補助対象外となる経費もあります。）

支給要件

- 世帯収入合計額が、ア＋イの合計額を超えないこと
 - ア 市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12
 - イ 家賃額家賃額（お住まいの地域によって給付金の上限額が異なります）
- 世帯の預貯金の合計額が、上記アの6月分を超えないこと（但し100万円を超えない額）
- 家計改善の支援において、転居によって家計が改善すると認められること

等

（参考）

収入要件（目安）

（円）

	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
秋田市以外 （3級地）	121,000	166,000	193,000	221,000	255,000
秋田市 （2級地）	121,000	169,000	199,000	236,000	274,000

資産要件（目安）

（円）

	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯以上
秋田市以外 （3級地）	516,000	744,000	882,000	1,000,000
秋田市 （2級地）	534,000	786,000	942,000	1,000,000

詳しくは、お住まいの自治体の自立相談支援機関（住宅、仕事、生活などの相談窓口）にご相談ください。